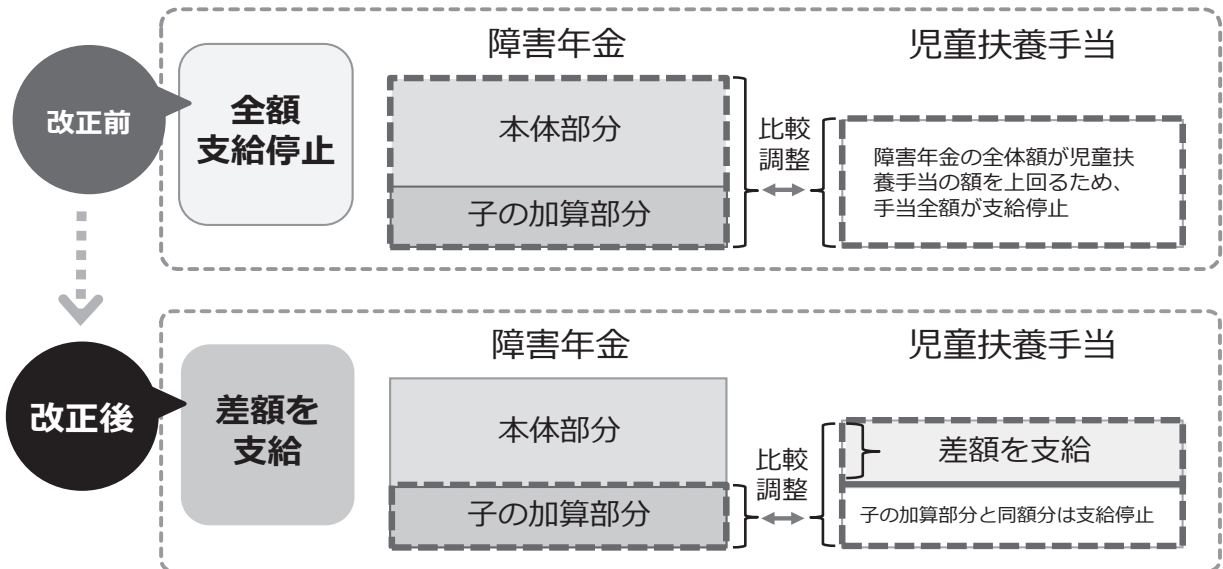


障害年金を受給している ひとり親家庭の方へ ～児童扶養手当が変わります～

これまで、障害年金を受給している方は、障害年金の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。



※障害年金以外の公的年金を受給している場合は、今回の改正後も調整する公的年金の範囲に変更はありません。

◆受給手続き

児童扶養手当受給資格者として認定を受けていない方、ひとり親医療費助成のみ認定を受けている方	必要
児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方	不要

◆支給開始月

令和3年6月30日㊦までに申請した場合、令和3年3月分から支給となります。

※7月1日㊦以降の申請は通常通り申請月の翌月分からの支給となります。

※支給要件・手当額・必要書類は、申請される方の状況により異なります。

児童扶養手当って？



児童扶養手当とは、父母の離婚等によるひとり親家庭等に対し、児童の福祉の増進を図るため支給される手当です。

申請・問合せ 子育て支援課（2階） ☎(20)1573、FAX (20)1610

問合せ
生活課（2階）
☎(20)1505、FAX (20)1600



市では、原則として毎月第1木曜日に自治会を通じ市行政に係る文書の配布を行っています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月4日㊦に予定していた文書配布は休止します。

なお、再開は3月4日㊦を予定していますが、感染状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、文書配布休止期間中の市行政に係る情報は、代替措置として生活課ウェブページの「自治会回覧見逃し配信サービス」に掲載します。

2月の文書配布を
休止します